

〔研究ノート〕

ドイツ転付命令法の史的素描

堤 龍 弥

- 一 はじめに
- 二 沿革的素描
- 三 現 状

一 は じ め に

長い間の懸案であつた民事執行法がわが国で施行されて以来、早や一〇年が経過しようとしている。そこにおいて改正された諸点は、多岐にわたり、本稿で若干の考察の対象にしようとする転付命令についても、それに対して執行抗告を認める等若干の重要な改正がなされてはいるが、もともとそれは、債権者平等主義を採用しているわが国においては、有効な債権回収の方策として広く旧法の下でも認められ、利用されていたものである。そしてます

ます重要性を増しつつある債権執行の一換価方法として、今後もその実用性は変わることはないであろうと思われる。⁽¹⁾

ところで、周知のように、わが国の民事訴訟法は、一八七七年のドイツ民事訴訟法をその範として成立したものであるにもかかわらず、強制執行においては、母法であるドイツ法の優先主義を採用せず、一貫して平等主義を採ってきた。民事執行法の下でも、基本的には、その点に変化はない。しかしながら、この平等主義の下で転付命令が果たしてきた優先主義的機能が、民事執行法の下では、若干後退してきているとの指摘もなされている。⁽²⁾

そこで、本稿では、強制執行における優先主義と平等主義の関係が、転付命令の理論および実務にどのような影響を及ぼしているのかについて、ドイツにおける転付命令の沿革とその現状を紹介することにより、今後の議論の一材料に供したいと考える次第である。

(1) 鈴木忠一「三ヶ月章編・注解民事執行法(4)六〇一頁〔稲葉威雄〕参照。

ちなみに、司法統計年報によると一九八九年度の金銭債権に対する差押えの総件数は、一一、八五七件(既済)、うち転付命令は二七七八件(新受)である。なお、旧法下の少し古い資料ではあるが、中野貞一郎ほか「債権執行の実態」民事訴訟雑誌一五号一八四頁〜一八五頁参照。

なお、わが国の転付命令に関する文献として、吉川大二郎・判例轉付命令法(一九五七)を逸することはできないであろう。その後の判例の総合的研究として、上原敏夫「転付命令に関する戦後判例総合研究―券面額について(1)〜(4)」判例評論三七〇号二頁〜三七三号二頁参照。

(2) 三ヶ月章・民事執行法三九四頁〜三九五頁、同発言・民事執行セミナー三三五頁〜三三六頁、三三八頁参照。

二 沿革的素描

債権に対する差押えは、既に一七八〇年近くも前から存在しており、Antoninus Caracalla 帝の勅法 Reskript (二一二年) がそもそもの起源であるとされているが、それが執行手続上、重要性を帯びてきたのは、そんなに古いことではない。⁽⁴⁾ その理由として、理論的には、債権質がローマ人には馴染まなかったことが挙げられているが、主としては、実務における債権差押えの補助的な地位が、それを非実用的な手続にしていたようである。すなわち、その導入に際して、債権執行は、動産によっても不動産によっても満足を受けえない債権者のための第三番目にくる執行手続とされたのであり、そのような取扱いが、ちょうど継子扱いにされてきたシンデレラのように、比較的最近まで続いたのである。

ようやく一八世紀に至って、ザクセン注釈訴訟法 Sächsische Erläuterte Prozeßordnung (一七二四年) およびその後のプロイセン一般裁判所法 Preussische Allgemeine Gerichtsordnung (一七九四年) を始めとする諸法律において、債権差押えは、あるときは不動産の執行に先立って、またあるときはその選択権を債権者に与えるというところまでになったのである。しかしながら、以下に述べるように、債権者の満足に至るための実用的な換価方法が欠けていたために、なおそれほどには活用されなかった。

ローマでは、裁判官自身による被差押債権の取立ておよび債権の売買という二つの換価方法が知られていたのみで、Hellwig によると、第三番目のいわゆる裁判上の譲渡 *cessio iudicialis* と呼ばれる債権者への訴権 *actio* の

譲渡は、その後に至ってようやく認められるようになったようである。⁽⁵⁾

ところで、Steinによると、このうちの債権の売買による方法は、非経済的な換価方法であるとされる。⁽⁶⁾ なぜなら、危険価格でしか買わない古物商以外の買主を見つけることの困難な動産競売以上に、まったくの観念的な対象物に対しては、債権の現金取立屋はもっと少ないお金しか出さないであろうからである。

それに対して、債権者がいわゆる裁判上の譲渡 *cessio iudicialis* の方法で、支払いに代えて債権を移付させるときは、彼はもっと大きな危険を冒すことになるのである。すなわち、この場合、債務者は、債権の存在についてのみは責任を持つが、第三債務者の支払能力についてはまったく責任を負わないし、また債権の存在およびその内容につき第三債務者が争う場合の債権者の訴訟上の立場を考慮すれば、そのような債権者の地位はお世辞にも羨ましいとはいえないからである。

なお、裁判官自身が債権を取り立てるという方法は、ドイツにおいては、実務には導入されなかったようである。ただ、一八三八年二月二八日のザクセン執行法 *Sächsische Exekutionsgesetz* が、似たような制度をその六二条で備えていたのみである。しかし、この方法は、第三債務者の立場を考慮する学者達には、不評だったようである。根本的変革は、「執行における未回収金の売買に関する」一八二二年七月四日のプロイセン法 *Preussisches Gesetz "betreffend den Verkauf ausstehender Forderungen im Wege der Exekution"* によってもたらされた。その紛らわしいネーミングとは異なり、実際はそのような売買を回避することを目的としたものであった。この法律において、被差押金銭債権を、他人のものながら、裁判所の授權により、自ら訴求することが債権者に認

められるに至った。なお、それと並んで、債権の譲渡による方法も存続していた（同法七条）。ここに至って初めて、自らの危険なくして、自らの行為により、第三債務者からその満足を要求しうる可能性が、債権者に与えられたのである。なぜなら、今や債権者は、第三債務者が彼に給付した限度においてのみ、その固有の債権を喪失することになるからである。確かに当初は、この革新に対しては、Mittermaier⁽⁷⁾を始めとして、第三債務者に対する債権者の証明負担の点で、非実用的との評価がなされたが、その後一般法学者の間に次第に浸透していったのである。今や、ローマ法下における三つの方法から、執行裁判所は債権の差押えのみをなし、実際の取立ては債権者に委ねる方法が一般となりつつあった。

各州それぞれの法律の中で、たぶん一八五七年九月三〇日のメクレンブルグ執行法 *Mecklenburgische Exekutionsordnung* のみが、その二五条以下において、取立命令 *Überweisung zur Einziehung* を採用し、それが一八六四年のプロイセン草案 *Preussischer Entwurf* を経て、ZPO に継受されたのである。このメクレンブルグ執行法は、取立命令とともに認められていた、売買による換価を異例の手續に、また「占くて尊い」転付命令 *Überweisung an Zahlungstatt*（同法二九条）を非実用的な手續にしまった。Stein によると、彼の知る限り、ドイツの実務において、かつて第三債務者の支払不能の危険を冒してまで転付命令を選択するほどに愚かな債権者は一人も存在しなかったことが指摘されている。⁽⁸⁾このようにして、債権執行における取立命令の効用が明らかになるにつれ、今や転付命令の必要性が問題とされてくるのは当然のなりゆきであろう。

現行のドイツ民事訴訟法の元となった第一草案（いわゆる司法大臣草案）*Entwurf einer Deutschen Civilpro-*

zueinordnung nebst Begründung, 1871 の理由書においては、「差押えに伴う効力に關し、取立命令とならんで、支払いとしての交付として、債権者の即時の満足をもたらす転付命令が維持されるべきかどうかは疑わしいように思われる(一八二二年七月四日のプロイセン法六条、メクレンブルグ執行法二九条)。(S. 466)とされ、既に債権に対する強制執行としての転付命令の存在意義ないし実用性が疑問視されてきていた。そして、同第三草案 Entwurf einer Civil-Prozess-Ordnung für das Deutsche Reich mit Motiven und Anlagen, 1874 の理由書においても、この点については、まったく同旨の説明がなされているのである。一八七七年に制定された現行のドイツ民事訴訟法においては、この草案段階での転付命令廃止案は結局は採択されず、第八三五条に存続されることとなったのであるが、さらにその後の一九三一年に出された民事訴訟法草案(強制執行部門)におけるドイツ連邦司法官の叙述においても、⁽⁹⁾再び転付命令の廃止が予定されていた(もともと、ただ草案化されたのみで、これも結局、法律にはならなかった)ことについては、周知のところである。この一九三一年草案をテーマとして学位論文をかけた Lambertz は、Stein の先の言葉を引用しながら、転付命令が草案に採用されなかった理由の一つとして、その存在が平等主義(正確には群団優先主義)を採用した草案における執行体系上にもたらす理論的な不整合を挙げている点に注目されるところである。⁽¹⁰⁾

(3) 本章^{453ff}以下の記述は、主として F. Stein, Der Drittschuldner, Festschrift für Adolf Wach, Leipzig, 1913, S. 453ff にとれた。

(4) Stein の前掲論文によると債権に対する差押えが学問的な研究対象となったのは、Mittermaier, Archiv für die

civilistische Praxis, 24, 1841, S. 389ff が最初であるといふ。

(5) K. Hellwig, Die Verpfändung und Pfändung von Forderungen nach gemeinen Recht und der Reichs-Civil-prozessordnung, unter Berücksichtigung des Preussischen Allgemeinen Landrechts und des sächsischen Bürgerlichen Gesetzbuch, 1883, S. 99f.

(6) 同様の註釋は、W. Grunsky, Grundzüge des Zwangsvollstreckungs- und konkursrecht, 4. Aufl., 1987, S. 50.

(7) Mittermaier, aao, S. 407f.

(8) 同様の註釋は、A. Förster=R. Kann, Die Zivilprozessordnung für das Deutsche Reich, 3. Aufl., 2. Bd., 1926, § 835 の註釋參照。

(9) Die Zwangsvollstreckung im Entwurf einer Zivilprozessordnung, Darstellung und stellungnahme des Bundes Deutscher Rechtspfleger, Berlin, 1933, S. 115.

(10) E. Lambertz, Die Zwangsvollstreckung in Forderungen nach dem Entwurf einer ZPO. von 1931, Inaugural-Dissertation, Köln, 1933, S. 34. かゝつて、Baur も「わが国学会における講演（『金銭執行における優先主義と平等主義』）後の討論において、「平等主義をとつてしかも転付命令を採用することは出来ない」との考え方を示されたことが我々の記憶に新しいところである（民事訴訟雑誌一五号七四頁〜七五頁）。

なお、かつての満州国強制執行法においても、わが国と同様平等主義を採用とともに、その例外を認めないという意味において転付命令制度を廃止していたことにつき、吉川・前掲書二頁參照。

三 現状

(1) まず、学説におけるどの記述をみても、転付命令の効果として、債務者に対する差押債権者の執行債権が券面額の限度において消滅してしまうことから、移付された債権によるその後の第三債務者からの取立不能の危険は、専ら差押債権者のみが負担することになる（しかも、その後の訴訟費用をも含めた取立費用も債権者自身の負担となる）がゆえに（換言すれば、ド民三六五条「担保責任」は適用がない）、その表現は様々であるが、転付命令は好まれず、また通常は勧められるべきものでもなく、実務においてはまったく使われていないかあるいは極めて稀であり、同じ目的を達しうるものとして取立命令がありかつ優先主義を採っている西ドイツにおいては実務上まったく意義のない制度であると考えられている。⁽¹¹⁾教科書等の記述中から、転付命令に関する判例を探し出すことすら困難であることもうなずけよう。

(2) たまたま筆者が留学中に興味をもって調査したところによっても、学説の指摘するとおり、実務においては、転付命令はまったく使われていないようである。

周知のように、連邦統計局 *Statistisches Bundesamt* の統計年報においては、ただ強制執行手続の全体数が挙げられているのみで、個々の制度ごとに区別されていない。そこで、筆者は、留学先のザールラント州にある五つの区裁判所 *Amtsgericht* に対し、電話で照会してもらったところ、照会先のどの区裁判所の下にも、かつて転付命令の申請がなされたことがないとのことであった。⁽¹²⁾ちなみに、照会によると、*Saarbrücken* 区裁判所においては、

差押命令および移付命令（取立命令＋転付命令）の総計は、一九八七年度では、約八五〇〇件、Neunkirchen 区裁判所では、二四〇二件、Saarlouis 区裁判所では、四六〇〇件、Merzig および Ottweiler の区裁判所では、利用可能なデータがないとのことであった。もとより、この結果は、代表的なものというよりは、ただおおよその示唆を与えるにすぎないものではあるが、大いに参考になりうるものと考ええる。

(3) さて、以上のような現状、評価ゆえに、かつて何度も廃止案が出されてきたものであらうと考えられるわけであるが、それにもかかわらず現在に至るまで立法上残存させられている理由はいったどこにあるのか、が問題となりえよう。

Schlosser によれば、「転付命令は、債権者に対し、取立命令と比較して、どのような利点もたらさないもので、そもそもそれが現れるのが不思議なくらいである。かりに強制執行の即時の形式的終了ゆえにはや何らの法的救済に晒されないということで、個々のケースにおけるその申立ての基礎に投機的なものがあるとしても、勘定が合うであろうかどうかは極めて疑わしい⁽¹³⁾。」とされ、Brox により、「転付命令は、実務上まったく意義がない⁽¹⁴⁾。」とされるわけであるが、本当に取立命令ではなくあえて転付命令を申し立てる債権者は、Stein のいうように、「第三債務者の支払不能の危険をわざと自ら負うほどに充分愚かな⁽¹⁵⁾」のであらうか。

少なくとも問題となっている第三債務者の支払能力さえ確実であれば（たとえば、銀行預金債権等）転付命令を否定する必要のないことは、既に指摘されているところであり、さらに積極的には、次のような指摘も存在する。まず、Mohrbutter によれば、「債権者は、被差押債権を、彼に私法上譲渡された債権と同様に法律上有効に処

分することを望む場合には、「この転付命令を使わざるを得ない。」とされる。⁽¹⁷⁾

次に、Rimmelspacher=Spellenbergによれば、債権者自身に対する債務者の金銭債権を差し押さえる場合においては、自らに対する取立命令というのは無意味であるから、転付命令のみが換価の方式として考慮されうる、とされる。⁽¹⁸⁾

また、Brunsによれば、転付命令を「考えうる場合としては、(被差押)債権が一番抵当によって担保されている、債権者が必ずしも迅速な取立てを確保しようと努めていないとき」とされる。⁽¹⁹⁾

以上指摘された取立命令と比較しての転付命令の利点については、Rimmelspacher=Spellenbergの主張についてはともかくとして、MohrbuterおよびBrunsの主張については、わが国でもつとに指摘されているところであろう。ただ、現実には、わが国で転付命令の利点として強調される優先的満足の可能性が、西ドイツにおいては、取立命令と比較しての利点とならないだけに、前記のような指摘があるにもかかわらず、転付命令が学説・実務において無視される存在となっているのであらうと思われる。

(4) 以下では、参考までに、かりに転付命令が申し立てられた場合の解釈上の問題点につき、西ドイツの学説を概観しておくことにする。

①まず、この転付は、支払いに代わる効果があり(下民訴八三五条一項)、私法上の譲渡の場合と同様、それによって被転付債権は、利息および執行手続費用を含めた執行金額の限度で、すべての従たる権利(たとえば、担保権、保証金)とともに(下民三九八条)執行債権者に移転し⁽²⁰⁾、その結果、被転付債権が存在する限り、その限度で

満足を受けたものとして債権者の債務者に対する執行債権は消滅する（ド民訴八三五条二項）。

判決が仮執行宣言付であることは、転付命令の妨げとならない（適法かつ有効 *zulässig* である）。もっとも、この場合の権利移転は、解除条件付であり、換言すれば、執行債権の確定的消滅は、債務名義の既判力の発生を前提とする。それゆえ、判決が後に取り消された場合には、結局は誤って「満足を受けた」債権者は、ド民訴七一二条二項三項（執行債権者の損害賠償義務）に基づいて、被転付債権の返還または第三債務者から取り立てた金額の返還を命じられる。⁽²¹⁾

しかしながら、被転付債権がそもそも存在しないか、またはそれが差押えの効力発生前からの理由のある異議により（ド民四〇四条以下）もしくは抗弁（たとえば、消滅時効）により結局存在しないことが明らかとなった場合（延期の場合も同様）には、転付の効力もまた生じない。⁽²²⁾ この場合、執行債権者は、さらに債務者の他の財産に執行し直すことができ、そのために必要ならば、ド民訴七三三条（執行正本の再度付与）に基づいて、さらなる執行可能な名義の交付を求めることができる。⁽²³⁾ もっとも、この執行可能性を、債権者が新たに強制執行を申し立ててきた時に、執行機関は審査する必要がある。むしろ、債務者の方が、転付命令により執行債権が消滅したことを請求異議の訴え（ド民訴七六七条）により主張しなければならぬ。⁽²⁴⁾ また、執行債権が転付により消滅したかどうかの争いに関しては、第三債務者の方からも反訴により（第三者異議の訴え—ド民訴七七一条。なお、債権者の方から場合により確認の訴えで）決着させることができる。⁽²⁵⁾

②被転付債権が券面額のないものである場合は、転付命令は無効 *unzulässig* である。反対給付にかかる債権も

またこれに属する。さらに、ド民訴八三九条（担保の提供または供託により執行を免れることを債務者に許した場合）、八四九条（有体物の引渡しまたは給付を目的とする請求権が差し押さえられた場合）および八五一条二項（ド民三九九条に従い譲渡することのできない債権が差し押さえられた場合）の事例においても、転付命令は法律上排除されている。⁽²⁶⁾

なお、被転付債権に対して民法上の質権が存在する場合でも転付命令は有効であるが、その満足は先行する権利を留保して生ずるにすぎないと考えるべきである。⁽²⁷⁾

③ 転付命令の効力発生（第三債務者への送達―ド民訴八三五条三項、八二九条三項）による債権者の満足をもつて強制執行は終了する。それゆえ、その後は、いかなる執行法上の救済手段も許されなくなるのかが問題となる。

請求異議の訴えおよび第三者異議の訴えが許されなくなる点については争いが無い。⁽²⁸⁾ 問題は、ド民訴七六六条および七九三条に規定されている執行方法に関する異議または即時抗告のような差押えまたは転付命令そのものの適法性（効力）を問題とする不服申立ても許されなくなるのかどうかである。これを肯定的に解する説によれば、転付命令の発令前は、債務者は審尋されないものであるから（ド民訴八三四条参照―通常、転付命令は差押命令と同時に申請される）、債務者の手続保障を考慮すれば、いずれにしても事後的にその措置の適法性に対する議論を提出する機会が与えられなければならないとされる。そして、具体的には、債務者は、その債権が執行債権者によって未だ取り立てられず、また第三債務者によって支払われていない限り、転付命令をド民訴七六六条（執行方法に関する異議）に基づいて取り消しうるとする。⁽²⁹⁾ これに対しては、この場合、強制執行は転付命令の第三債務者への送達

によって終了するのであるから、むしろ転付命令の前に債務者への法的審尋の機会が保障されるべきであるとする説もある。⁽³⁰⁾さらに、明確に否定説に与する Stein=Jonas=Münzberg によれば、転付命令が効力を生ずる前に法的審尋が与えられるべきであるとし、そのためのアイデアとして、転付命令の送達後、審尋のために定めた一定の期間を経過した後、転付命令はその効力を生ずるとの決定をすべしとされる。⁽³¹⁾蛇足ながら、同様な争いは、周知のよう⁽³²⁾に、かつてわが国においても、民訴法旧六〇一条をめぐって生じていたところであったが、現在では、民執法一五九条四項く六項において一応の解決をみている。⁽³³⁾

④第三債務者の支払不能の危険に対する債権者の保護として、ただ法は、債権者の請求により、被差押債権に関する情報を与える義務を第三債務者に課しているのみである(ド民訴八四〇条)。しかしながら、このような可能性は、債権者にとっては、原則に反してまず単独で差押命令を手に入れたときにおいてのみ実際となるにすぎない。なぜなら、この場合は、第三債務者に照会することにより被差押債権の支払能力を調査する時間的余裕がそもそも債権者に残されている例外的な場合であるからである。⁽³⁴⁾

⑤反復的給付の場合には、個々のに生じた各給付(割当額)のみが支払いに代えて転付されるのであって、基本たる権利そのものではない。⁽³⁵⁾

- (11) Vgl. E. S.Jortzig, Die Auswirkung der Forderungsüberweisung zur Einziehung (§ 835 Abs. 1 ZPO), Inaugural-Dissertation, Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, 1969, S. 12; J. Mohrbutter, Handbuch des gesamten Vollstreckungs- und Insolvenzrechts, 2. Aufl., 1974, S. 260; F. Baur=R. Stürmer, Zwangsvollstreckungs-, Konkurs-

und Vergleichsrecht, 11. Aufl., 1983, S. 216 u. 218; P. Schlosser, Zivilprozeßrecht II, 1984, S. 116; ders., Die Zwangsvollstreckung in Forderungen und forderungsfähnliche Vermögenswerte, JURA, 1984 Heft 3, S. 141; R. Bruns=E. Peters, Zwangsvollstreckungsrecht, 3. Aufl., 1987, S. 174; W. Grunsky, aaO.; O. Jaernig, Zwangsvollstreckungs- und Konkursrecht, 18. Aufl., 1987, S. 85; K. Stöber, Forderungspfändung, 8. Aufl., 1987, S. 252; H. Thomas=H. Putzo, ZPO, 15. Aufl., 1987, S. 1459; R. Zöller=R. Geimer, ZPO, 15. Aufl., 1987, S. 1960; A. Baumbach=W. Lauterbach=J. Albers= P. Hartmann, ZPO, 48. Aufl., 1990, S. 1914 (Hartmann); H. Brox=W.-D. Walker, Zwangsvollstreckungsrecht, 3. Aufl., 1990, S. 376f

(21) 本照会はドイツの「ゲートルニント大学法経学部 Gerhard Lüke 教授の助手(一九八八年当時)によっていた Roland Krämer 氏に寄託された。

(22) P. Schlosser, aaO.

(23) H. Brox=W.-D. Walker, aaO.

(24) F. Stein, aaO., S. 457

(25) R. Zöller=R. Geimer, aaO.

(26) J. Mohrbuter, aaO. *ドイツの RGZ 169, 54 及び 117 に要なげた立場を参照。*

(27) B. Rimmelspacher=U. Spellenberg, Pfändung einer Gegenforderung und Aufrechnung, JZ, 1973, S. 271

(28) R. Bruns=E. Peters, aaO.

(29) J. Mohrbuter, aaO.; R. Bruns=E. Peters, aaO.; K. Stöber, aaO.; O. Jaernig, aaO.; A. Baumbach=W. Lauterbach=J. Albers=P. Hartmann, aaO.

(30) A. Förster=R. Kann, aaO.; F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, ZPO, 20. Aufl. Bd.4., (§ 835 VIII), 1983, S. 749;

A. Baumbach=W. Lauterbach=J. Albers=P. Hartmann, aaO.

(21) J. Mohrbutler, aaO.; A. Förster=R. Kann, aaO.; F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 750; K. Stöber, aaO.; H. Thomas=H. Putzo, aaO.; R. Zöllner=R. Geimer, aaO.; H. Brox=W. -D. Walker, aaO., S. 378

(22) A. Förster=R. Kann, aaO.; K. Stöber, aaO.; H. Brox=W. -D. Walker, aaO., S. 378

(23) A. Förster=R. Kann, aaO.; F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 750; K. Stöber, aaO.

(24) R. Zöllner=R. Geimer, aaO.

(25) A. Förster=R. Kann, aaO.; F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 749; R. Zöllner=R. Geimer, aaO.; A. Baumbach=W. Lauterbach=J. Albers=P. Hartmann, aaO.; H. Brox=W. -D. Walker, aaO., S. 376f

(26) F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 750

(27) K. Stöber, aaO.

(28) P. Schlosser, aaO.; K. Stöber, aaO.; H. Brox=W. -D. Walker, aaO., S. 377

(29) F. Baur=R. Stürner, aaO., S. 218; L. Rosenberg=H. F. Gaul=E. Schilken, Zwangsvollstreckungsrecht, 10. Aufl., 1987, S. 661

(30) F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 750

(31) 鈴木忠一＝三ヶ月章＝宮脇幸彦編・注解強制執行法(2)二四七頁以下〔稲葉威雄〕、宮脇幸彦・強制執行法(各論)一六〇頁、一七〇頁以下(注14)参照。

(32) 鈴木忠一＝三ヶ月章編・注解民事執行法(4)六一三頁以下〔稲葉威雄〕参照。

(33) E.S.Jortzig, aaO.

(34) F. Stein=M. Jonas=W. Münzberg, aaO., S. 749; A. Baumbach=W. Lauterbach=J. Albers=P. Hartmann, aaO.

ドイツ転付命令法の史的素描